

## 議案第 7 6 号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部  
を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

清水町長      辻      康      裕

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和 3 1 年清水町条例第 2 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

| 改正後                |                 | 改正前                |                 |
|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| 別表 1（第 2 条関係）      |                 | 別表 1（第 2 条関係）      |                 |
| 職名                 | 議員報酬月額          | 職名                 | 議員報酬月額          |
| 議長                 | <u>357,000円</u> | 議長                 | <u>275,000円</u> |
| 副議長                | <u>286,000円</u> | 副議長                | <u>219,000円</u> |
| 常任委員長及び議会運営<br>委員長 | <u>262,000円</u> | 常任委員長及び議会運営<br>委員長 | <u>195,000円</u> |
| 議員                 | <u>238,000円</u> | 議員                 | <u>183,000円</u> |

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 2 7 日から施行する。